

立命館大学生および仏教各宗派の霊魂観

安 齋 育 郎

目 次

- 第1章 後を絶たない靈感商法被害
 - 第1節 明覚寺グループの霊視商法
 - 第2節 愛知県下の心霊手術被害
 - 第3節 靈感商法流行の社会的背景
- 第2章 立命館大学生の霊意識
 - 第1節 立命館大学生の霊意識に関するアンケート調査
 - 第2節 立命館大学生の霊意識の特徴
- 第3章 仏教と霊
 - 第1節 仏教と霊
 - 第2節 仏教各宗派に対するアンケート調査結果
 - 〔1〕 アンケート調査の内容
 - 〔2〕 回答に見る各宗派の霊魂観
 - 第3節 結 語

第1章 後を絶たない靈感商法被害

第1節 明覚寺グループの霊視商法

1995年春、和歌山県の高野山に本拠地をもつ宗教法人・明覚寺グループの「霊視商法」被害が問題となった。著者が監修する『講座・超常現象を科学する』シリーズ（かもがわ出版）の第4巻において、柿田睦夫氏が『霊・因縁・たたり—それでもあなたは信じるか』を著し、茨城県大子町に本拠地を置く本覚寺グループの「霊視商法」の実態を赤裸々に暴露しているが、1994年～1995年に中部・近畿地区を中心に詐欺事件を起こした明覚寺も、本覚寺グループの一員として詐欺商法を展開してきた集団である。

いくつかの「霊視商法」のケースを紹介しよう。

経営不振に悩む大阪府河内長野市のある女性は、大阪市中央区の明覚寺系列の開運寺に相談に行った。姓名判断の結果、前世で人を殺しているなどと言われ、祭祀料として65万円を要求された。さらに、暗い部屋に通されると、「霊能」があるという女性から「父母両方の先祖に水子がいる」などと宣告され、供養料として100万円を要求された。「すぐには払えない」と答えると、「そんなことで済む問題ではない」と脅されて全額を支払わされた。

兵庫県西宮市に住む40歳代の女性は、1995年8月、大阪市福島区の明覚寺系列の大運寺に赴いて家族の病気や子どもの受験のことを相談した。すると、家系図を書くように言われ、水子供養料や神社建立費用として、およそ5500万円を支払うよう要求された。

別のケースでは、仏像代と称して7500万円もだまし取られたケースもあった。金を払えないと言うと、町なかで宣伝用のビラ配りをさせられた人もいた。

兵庫県の主婦は、1995年1月17日の阪神大震災で家が全壊して精神状態が不安定になり、家族のことなどを明覚寺グループに相談したところ、僧侶に多額の金額を請求された。家の再建のために金が必要な事情を話すと、「家族を救うことと家の再建と、どちらが大事だと思うか」と問い詰められて、およそ165万円を支払わされた。

1996年2月、大阪・兵庫の主婦ら14人が、明覚寺や、詐欺容疑ですでに逮捕されている同寺の前管長ら22人を相手取って、総額5850万円の損害賠償を請求する訴訟を大阪地裁におこした。原告らは、大運寺や開運寺で一人当たり115万円～765万円を要求されたもので、被害は関西地区だけでもこれに止まらず、続々と訴訟をおこす構えだと伝えられている。1995年5月、東京地裁で係争中だった同種の損害賠償請求訴訟が和解したとのニュースが報じられた。これは、1994年11月に、原告236人が本覚寺を相手取って訴えていた訴訟で、和解によって寺側は被害総額の96%強に相当する5億1000万円を支払った。

この本覚寺グループの霊視商法被害は1991年頃から急増し、首都圏の消費生活センターがこの種の相談に追われ始めた。「相談料3000円」などという宣伝文に誘われて霊視鑑定を依頼すると、祈祷料や供養料などの名目で多額の金品を要求される。最初に払う3000円は「相談料」であって、祈祷や供養は別料金という説明である。消費生活センターが「相談料という表示は、占いの見料と同等の性格のものだから商取引に当たる」として返還要求を行ったこともあって、本覚寺は宣伝のフレーズを「相談料・お布施として」と変え、宗教行為であることを意識的に印象づける作戦をとった。「お布施」という言葉を用いることによって「仏教の体裁」を纏い、その権威を新たな詐欺行為に利用したのである。

本覚寺は、「大日如来を本尊として、真言宗祖の教義を広め（中略）聖業に精進することを目的」として掲げた宗教法人で、1987年に茨城県知事の認証を受けて同県大子町に設立された。「真言宗祖」とは、言うまでもなく、弘法大師・空海のことである。

管長の西川義俊氏は、大阪府立大学経済学部を卒業後、大手製薬会社の営業マンとしてのサラリーマン生活を経て、避妊器具などを扱う訪問販売会社「協和」を設立した。1984～5年、千葉県野田市を本拠地に、禅宗の一宗派である曹洞宗の地元寺院とタイアップして「水子菩薩」の木像を訪問販売して蓄財した。西川氏は、これと並行して京都の真言宗醍醐派の寺院で修行し、85年6月に「修験道教師」の資格を獲得、翌86年に得度した。

やがて、日本仏教指導会などを開設して「仏教商法」に身を染めた西川氏は、87年、醍醐寺の末寺として設立した本覚寺を本山として、関東各地に昇運寺・法輪寺・迎春寺・実証寺・春光寺・明星寺・幸福寺・光明寺などの道場を開設した。これらの道場はいずれも宗教法人格を持たず、靈感商法のための営業所という性格のものであった。いわゆる「霊能者」も、多くは避妊具の訪問販売員が研修を受けて扮したものである。1988年、本覚寺は醍醐派を離れ単一寺院として独立、仏壇・仏具販売の別会社「コスモユニ」を設立して収益部門を切り離し、巨額の財産を築

いた。独特のカリスマ性と強烈な実行力で事業を急成長させた西川管長は、「宗教は最大のビジネス」と公言して憚らない人物であった。やがて、前述のような損害賠償請求訴訟が相次いで提起されるに至って活動を一時中断していたが、いわゆる「休眠状態」にあった明覚寺を買収して西日本に進出、被害を関西地区に拡大していった。全国27の系列寺院を拠点に得た収入は、1993年1月～95年10月の間だけで124億円に達した。

日本は、世界最大の仏教国と言われる。新宗教や新々宗教ブームの中で、伝統仏教の存在感が往時に比して希薄化しているとはいえ、13宗140派以上を数える各宗派の寺院は、根強く人々の生活に根を張って信仰を集めている。多くの日本人にとって寺は仏を信仰する尊厳の場であり、総じて、僧侶は「かたじけない」存在である。人々にとって寺院は「救いを求める聖なる場所」であり、「詐欺商法」のイメージからは最も遠くに相違ない。人々を救いとるはずの僧侶が、人を欺いて不幸に陥れるなどということは最も考えにくいことであり、自分や家族の弱みやプライバシーも心開いて打ち明ける対象ではあっても、それを悪用して詐欺行為を働くなどという警戒感通常持ちようもない。

本覚寺・明覚寺グループは、こうした伝統的な仏教寺院が培ってきた「宗教的権威」や、僧侶が漂わせているある種の「かたじけなさ」を悪用した宗教詐欺集団である。96年2月1日、明覚寺グループの満願寺（名古屋市中区）の霊視詐欺商法が直接のきっかけとなって、本覚寺グループの統帥である門主の西川義俊前管長以下6人が愛知県警捜査本部によって逮捕された。すでに逮捕されている関係者を含み、逮捕者は15人に及んだが、オウム真理教事件と並んで、仏教に名を借りた集団の反社会性を人々に印象づける事件となった。

第2節 愛知県下の心霊手術被害

1996年10月26日、三重県四日市市の自称「心霊術師」生川由子（本名：生川千鶴子、57歳）とその助手・山口祐佳里（24歳）が、愛知県警生活経済課、生活安全特捜隊、千種署に逮捕された。逮捕の契機は、「心霊治療」を受けた患者の家族からの警察への相談であった。

2人の容疑者は共謀して1996年5月から6月にかけて、岐阜県多治見市のホテルなどを舞台に、名古屋市内の会社役員ら4人に対して、「がんを治す」と称して30-50回にわたって「心霊手術」を施し、1回につき3万円、合計90万円～150万円を騙し取った疑いがもたれている。

直腸がんの手術を受けた61歳の会社役員は、術後経過が不調で、転移の不安も拭い切れなかった。知人の紹介で生川容疑者のもとに赴くと「転移している」と断じられ、累計50回にも及ぶ「心霊治療」を受けた。事件が明るみに出た契機は、この患者の妻が心配して警察に相談したためであった。同様に、「胃と腸のポリープが3年でがんになる」という生川容疑者の託宣を機に30回通った55歳の会社役員もいた。

生川容疑者は「フィリピンの有名な心霊術師の弟子」を名乗り、10年ほど前からフィリピンでおよそ1000人の患者を診たと供述、1996年には日本の患者を連れてフィリピンのセブ島やドイツに「心霊治療ツアー」に行っている。逮捕前の1年間で約300人を治療し、合計数千万円の収入を得ていたという。

愛知県警生活経済課の調査によると、生川容疑者は、1995年9月頃から三重県四日市市の自宅に「日本神霊学会」という名の治療院を開業し、三重県・岐阜県・京都府・福島県下のホテルに

患者を集めて「心霊手術」を施していた。同容疑者は、患者獲得のために「残されたただ一つの選択」と題するPRビデオ・テープ（上映時間：約50分）を利用していたが、同ビデオは、生川容疑者のフィリピンの治療施設「名古屋イン」を取材する形式で構成されており、「病気に冒された部分を指だけで体外に排出する」「治癒率は80%を超える」などと説明、患者の腹部に手を当てがって体内から病巣を取り出したように見せるシーンを映している。その上で、「胃がんになると言われたが、気分がすっきりして吐き気が治った」「がんだったが、楽になった」といった患者の「喜びの声」が紹介される。医師を名乗る人物が「心霊手術」を絶賛する場面も収録されている。愛知県警生活経済課は60巻のテープを押収し、プロの奇術師に分析を依頼、病巣を摘出する部分は単純なトリックにすぎないことを確認した。さらに、「がんで医師に見放された患者」としてビデオに登場する患者は、実際にはがんでなかったことも確認された。

「手術」は、上半身を裸にした患者の腹部に素手を当てがい、しばらく揉んだ後に血の塊を取り出す形で行われる。この血の塊は、豚の血液を脱脂綿に染み込ませ、鳥の皮で包んでゴルフ・ボール大に調製したもので、あらかじめ施術台の下に仕込んでおき、手術の進行のある時点で手に隠し持つ。「パーミング」と呼ばれる奇術の手法である。「患部」に血塊を隠した手を揉みながら押しつけると、脱脂綿の豚の血液が滲み出し、あたかも体内の血液が滲み出して来たように見える。この現象に続いて鳥の皮や肉片を取り出して「病巣除去」を演出する。生川容疑者の施術の手捌きは熟練の域にあり、逮捕の契機となった4人の被害者も「騙されていた」という認識を全く欠いていた。逮捕当日（1996年10月26日）も生川容疑者は三重県内のホテルの一室で14人を対象に「心霊手術」を実演していたが、これらの人々は、現場に入った捜査員が施術台下部の豚の血液などを仕込んだ秘密を開示するまでは「騙されていた」という認識をもっていなかった。

生川容疑者のビデオには、「(手術の)血液を調べたら、人間の血ではない場合もある」、「マジック、インチキでも、がん患者が治ったことは事実」など、血液鑑定などによる批判をかわすための伏線とも言うべき場面も収録されていた。実際、生川容疑者は、「豚の血液を用いるのは患者を信じさせて、治療効果を上げるための演出」と釈明している。

生川容疑者は四日市市の出身で、周囲には「資産家の娘」と名乗っていた。高等学校卒業後、化粧品セールスなどの職を転々として生計を立てていたが、やがて体調を崩したため1983年頃フィリピンに渡って「心霊手術師」の治療を受けた。結局、この「心霊手術師」と結婚し、自らも施術法を学んで「心霊手術師」となり、フィリピンで約1000人に施術した。同容疑者の治療施設「名古屋イン」は、首都マニラから空路約1時間のバギオにあり、地階にある施術室のほか、宿泊施設や教会付きの2階建複合施設であった。生川容疑者は、一人当たり3～15分で「手術」を施していた。フィリピンではこの種の「心霊手術」が民間治療の一種として日常化しており、バギオにも「ヒーラー」と呼ばれる「心霊手術師」が数多く開業している。同容疑者は、日本で「心霊手術」を実施すれば医師法違反に問われることは認識しており、患者にも「法に触れるので口外無用」と論じていた。宣伝も積極的な対外PRは控え、専ら約300人とされる固定患者宅などでのビデオ上映を通じて効能を印象づけ、人づてに患者を拡大する方法を用いていた。

第3節 靈感商法流行の社会的背景

こうした詐欺行為に騙される人々が後を絶たない背景には、次のような事情が関係していると

考えられる。

第1には、現代の合理的・科学的診療の果てにがんの告知を受けたり、自らがんの疑いをもったりすることによって生命の危険が迫っているという認識をもった人々が、精神的安寧を求めて「奇跡」「霊能（霊験）」「祈祷」などの非合理的な世界に身を寄せる傾向が根強く残っていることである。そして、人々の多くが「奇跡」「霊能（霊験）」「祈祷」は宗教との深い結びつきによって達成されると考え、そうした「超常的利益（りやく）」を喧伝する諸教団（伝統的な宗教教団のみならず、新興宗教教団や疑似宗教教団を含む）に身を寄せる。日本人においては「霊」概念が仏教と結合して重要な役割を果たしており、本論文は、次章以降において、本学の学生およびいくつかの仏教宗派の霊に対する見方を取り上げ、靈感商法被害が後を絶たない実情との関連性について考察する。

第2に、「合理」の世界に絶望した精神が「非合理」の世界に逃避することによって安寧を求めるこうした傾向は、世界中にさまざまな「癒し（ヒーリング）の担い手」を生み出してきたことである。日本では、『大霊界』の著書で知られる俳優の丹波哲郎、「サラリーマン超能力者」を名乗ったタカツカヒカルなどが人気を博し、海外でも、「神の化身」と評されるインドのスリ・サティア・サイババ、1996年9月に密教教団・真仏宗の大寺院をロサンゼルスに建立し、数百万人の信者を擁すると言われる台湾出身の慮勝彦（通称「グランド・マスター・ルー」）、「特異効能」（超能力）の持ち主として中国で持て囃される張宝勝など、例示には事欠かない。いずれも「超常的能力」を標榜しており、「霊界伝道」（丹波哲郎）、「手かざしヒーリング・パワー」（タカツカヒカル）、「聖なる灰ビブーティの物質化」（スリ・サティア・サイババ）、「オーラ写真、空中浮揚」（慮勝彦）、「特別気功、蘇生、透視診断」（張宝勝）など、現代科学と相容れない現象を起こす能力を喧伝することが顕著な特徴の一つとなっている。こうした「合理を超えた超常能力に心惹かれる人々の心情」は、教祖の「空中浮揚」を「解脱の果ての超能力」と信じたオウム真理教団の信者たちの心情にも通じていると思われる。また、これらの「超常」の担い手たちがインターネットのような新たなコミュニケーション手段を積極的に活用していることも、先端的科学技術とオカルティズムの共存という現代的状況を象徴していると言える。

第3に、こうした傾向は、巷間の書店に「精神世界の本」のコーナーが設えられて多くの顧客を得ていることや、超能力・心靈現象・占い・予言といった内容を扱った書籍やテレビ番組が広範な人々を魅了している実態とも無縁ではないと思われる。さらに、『百匹目の猿』などの著書で知られる船井幸雄（船井総合研究所会長）を中心とするグループ（医学・健康分野では春山茂雄・篠原佳年、経営分野では山中鑽、宗教哲学分野では矢山利彦・本山博・飯田史彦、エコロジー分野では比嘉照夫・高木善之、科学分野では深野一幸・猪股修二・江本勝など）の著作が、たとえば春山茂雄著『脳内革命』や飯田史彦著『生きがいの創造』に典型例を見るように、次々とベスト・セラーとなっている精神状況にも通じているであろう。

この傾向は日本だけのものではなく、ミリオン・セラー“Out on a Rim”で知られるハリウッ

ド女優のシャーリー・マクレーンを象徴とする「ニューエイジ信仰」（靈魂、輪廻転生、精霊や宇宙意識との交信などを信じ、幽体離脱などの霊的体験を通じて覚醒することによって人間の意識状態が進化するとする信仰）が広まっているアメリカ社会にも、同様の状況が読み取れる。

第4に、こうした時代風潮は、部分的に科学界をも巻き込んでいることである。1996年、ロー

マ法王ヨハネ・パウロⅡ世はチャールズ・ダーウィンの自然選択説を「仮説以上のもの」として認知したが、「精神は神の創造になるもの」として神域を確保した。同じ年、アメリカ南部の州議会では、「進化の学説は聖書の天地創造説を冒瀆する理論」として、進化論に関する教育を制限する動きが活発化した。テネシー州議会は、「進化論を『科学的裏付けをもつ真実』として教えることを禁止する法律案」が集中審議され、生物学の教師の中には、進化論の教育を自粛する動きも出てきた。ジョージア州アトランタ市郊外のホール郡教育委員会は、1996年2月、「天地創造を敵対視する教材を排除する」方針を決め、アラバマ州では教科書に「進化論には異論がある」旨を明記しなければならないことを決めた。1987年、連邦議会は、天地創造説と進化論を並行して教えることを義務づけたルイジアナ州法に対して「違憲」との判決を下していることからみても、アメリカ南部の「バイブル・ベルト」と呼ばれる地域の傾向はアメリカ全土の趨勢とは異なるが、全米生物教師協会のW・カーリー会長が「科学と宗教の混同は許されない」と批判せざるを得ないような状況が、21世紀を迎えつつある科学先進国アメリカに厳然として残っていることも事実である。

無論、こうした状況は今日突然生じたのではなく、すでにテネシー州議会は1925年に「反進化論法」を可決し、違反教師を断罪した史実がある。しかし、以来70年、進化論は、伝統的な考古学や生態学などの関連諸分野での知見の蓄積に加え、分子生物学の誕生とその後の飛躍的進歩によって、DNAの塩基配列の次元においても、往時とは比較にならぬほどの実証性を獲得してきたのであり、今日進化論を否定することの意味は、1925年時点とは大いに異なる。しかも、ローマ法王も進化論の評価を改めざるを得なくなった今日、公権力の名において進化論とそれに関する科学教育に介入する事態が発生していることは、いかにも時代錯誤の感がある。

合理と非合理の奇妙な混在は、国政の次元でも見られた。1970年代、アメリカ国防総省は「超能力者を用いて国家安全保障情報の収集を試みていた」ことが明るみに出されている。すなわち、「スターゲート計画」と呼ばれる国防情報庁所管の計画がそれで、透視やテレパシーなどの「超能力」の利用可能性を検討するプロジェクトが70年代に着手され、以後20年間にわたって約2000万ドルが投じられたとされている。（その後、このプロジェクトはCIAに移管されたが、「スパイの投入や暗号解読技術の開発の方が確実」との理由で打ち切られた）。

日本でも、ソニーが1991年11月に「ESPER研究室」を開設して「超感覚的知覚（extra-sensory perception, ESP）」の実証的解明に取り組み、95年・96年の人体科学会で研究結果の一部を発表した。

公的機関では、科学技術庁の放射線医学総合研究所が、人体から放射される各種の放射線（磁気、赤外線など）の測定に依拠して、気功師が発する「気」を研究することを試みた。¹⁾

筆者は、ジャパン・スケプティクス（「超自然現象」を批判的・科学的に究明する学会）の設立にかかわり、現代非合理主義批判の活動を行ってきたが、この間、1992年には金沢工業大学の世話で開催されている「新技術予測研究会」の依頼で講演「“超能力”，“超常現象”を科学する」を行ったが、参加者は企業・病院・研究者など多様であった。その中では、テレビで放映された東京のある少女の「異能」（文字や記号を書いた紙片を手握り、視覚によらずに読み取る現象）のビデオ分析などが話題とされ、参加した医師の一人は、「これが事実であれば、全盲者に対する福音」との期待感を表明していた。²⁾

また、1995年には日本土質学会でL棒探索法による地下埋設物の検出について発表した研究グループの「ダウジング（dowsing）の実験」にも参画し、栃木県下の畑地および宮城県下の砂地での実験を通じて、地中埋設物の検出能力が立証されないことを確認した³⁾。

こうした傾向を全面的・体系的に分析することは本稿の範囲をこえるが、非合理主義に通じる知的営為が「経験によって論証できる系統的な合理的認識」（『広辞苑』）としての科学界に公然と存在を主張しつつあるところに、今日の特徴の一端を見ることができる。

第5に、このような非合理主義の拡大傾向を批判する活動が総じて研究・教育分野で軽視され、系統的に行われてこなかったことである。科学と非科学の狭間に位置するこの種の問題に関わることは学術的価値の低いことと見なされがちであり、ましてその種の知的営みは学問的業績としては認知され難い雰囲気支配的であった。

筆者は、こうした事態を重く見て、大学における「自然科学概論」の授業展開の中で、超能力・心靈現象・占い・予言といった話題を取り上げて「科学的な見方とは何か」を講じ、義務教育年次の生徒、高等学校・大学の学生、教育関係者、父母、研究者、宗教関係者、一般市民等の広範な人々を対象とする啓蒙的な講演活動に取り組むとともに、いくつかの解説書を執筆してきた⁴⁾。テレビの霊能番組などを含めて批判の対象としたこうした啓蒙的な著書については、高い必要性が実証される反面、その学問的な価値についての批判もなされてきた。一方、近年、筆者の「自然科学概論」の授業方法を合理主義教育のための有効な方法として評価する論評も現れてきた⁵⁾。

上に見てきたように、人々が非合理に身を寄せる文化状況は、その根において広く、深いものがあり、全面的な説明は筆者の能力に余るものがある。

次章では、多様な要因の中から青年層と仏教寺院の「霊魂観」の問題に焦点を当て、調査結果を分析することとする。

第2章 立命館大学学生の霊意識

第1節 立命館大学学生の霊意識に関するアンケート調査

筆者は、立命館大学国際関係学部および経済・経営学部の自然科学概論受講生について、「霊」に関する意識調査を実施した。

対象者は、国際関係学部158人（アンケート調査実施時期：1996年4月）、経済・経営学部240人（実施時期：1996年11月）である。結果は、以下の通りであった。

「霊」に関する学生の意識調査集計結果

◇設問1：「霊の存在」について該当すると思う欄に○印を付して下さい。

	国際関係学部		経済・経営学部		合計	
① 霊は実体をもった存在である。	15	9.5%	18	7.5%	33	8.3%
② 霊は人間の観念としての存在である。	127	80.4%	183	76.3%	310	77.9%

③ 霊はいかなる意味においても存在しない。	16	10.1%	39	16.3%	55	13.8%
	158	100.0%	240	100.0%	398	100.0%

◇設問2：「霊のたたり」について、該当する欄に○印を付して下さい。

	国際関係学部	経済・経営学部	合計			
① 霊のたたりなど存在しない。	132	83.5%	169	72.5%	301	76.9%
② 霊のたたりは存在する。	26	16.5%	64	27.5%	90	23.1%
	158	100.0%	233	100.0%	391	100.0%

◇設問3：靈感商法被害が何百億円にも達しています。なぜだと思いますか。（複数選択可）

	国際関係学部	経済・経営学部	合計			
① 実際に霊のたたりが存在するため。	0.6%	4	1.7%	5	1.3%	
② 仏教が霊を説いているため。	18	11.4%	7	2.9%	25	6.3%
③ 多額の金品で除霊する詐欺行為のため。	111	70.3%	177	72.8%	288	72.4%
④ 心の中に霊観念が住み着いているため。	101	63.9%	13	56.3%	236	59.3%
⑤ 科学的な見方に習熟していないため。	46	29.1%	64	26.7%	110	27.6%
⑥ 霊障があると言われると気持ち悪いため。	85	53.8%	101	42.1%	186	46.7%
⑦ テレビの霊能番組などの影響があるため。	114	72.2%	121	50.4%	235	59.0%

◇設問4：靈感商法被害をなくすには、どうすればいいと思いますか。（複数可）

	国際関係学部	経済・経営学部	合計			
① 霊能番組の放映を自粛させる。	61	38.6%	55	22.9%	116	29.1%
② 教育でもっと霊について取り上げる。	57	36.1%	79	32.9%	136	34.2%
③ 灵感商法110番活動の活発化。	60	38.0%	75	31.3%	135	33.9%
④ 灵感詐欺商法に重罰を課する。	81	51.3%	147	61.3%	228	57.3%
⑤ 灵感商法被害の事例をTVで紹介する。	42	26.6%	124	51.7%	166	41.7%
⑥ 宗教界がきちんとした見解を発表する。	39	24.7%	66	27.5%	105	26.4%

第2節 立命館大学生の霊意識の特徴

(1) 霊の存在

「霊の存在」については、77.9%（国際関係学部：80.4%，経済・経営学部：76.3%）が「霊は人間の観念としての存在であって、実体をもった存在ではない」と考えているが、一方、「霊は実体をもった存在である」と考えている学生も8.3%（国際関係学部：9.5%，経済・経営学部：7.5%）見られる。「霊は実体をもった存在」とする学生の比率は、国際関係学部の方が5%の危険率で有意に多い傾向がある。

学生において約8.3%いるということは、一般社会では、総じてもっと多いのではないかと推定される。8.3%は少ないように思われがちだが、総人口で考えると約1000万人を意味するから、たとえ成人層に限定したとしても、「灵感商法市場の潜在的顧客数」としては決して少くない。

学生が「霊は実体をもった存在である」と考える理由としては、「（自ら）見たことがある」とか、「（母親が）見たことがある（と言っていた）」などを上げる者が少なからずいるが、これは、「霊が実体をもった存在とは考えられない」とする学生が、「見たことがないから」という理由を

上げている態度に通じる見方である。すなわち、(自分あるいは他者の)「体験の有無」を根拠として、現象それ自体の有無を判定するという思考法である。したがって、こうした思考法に依拠して「霊は存在しない」と答えた学生の場合には、いずれかの機会に「霊を見た(と思ひ込む)体験」をすることを通じて、容易に「霊は存在する」と考えるに至る可能性があることを示唆している。その意味で、後者は前者の予備軍的存在であるとも言える。両者が共通にもっている危険性は、要するに、感覚器官の過信に起因する「体験の絶対化」であり、その特徴は、「事実関係を徹底的に見極める執着心の欠如」である。感覚は時に錯誤に陥るものであることを認識せず、人間の認識能力を過大評価ないしは絶対化し、他の諸事実との整合性を軽視ないし無視することによって、人は容易に幻視の世界にいざなわれる危険がある。

こうした人々の中には、「自らの体験」だけでなく、「他者の体験」をも根拠として採用する場合がある。この場合の「他者」は「自らの判断を準拠できる程度に信頼できる他者」であって、あまり信頼性のない他者の判断は採用されない傾向がある。すなわち、「自分から見えて一枚上手(うわて)の者」「自分より優れていると一目おいている者」「人間関係において自分よりも上位に位置する者」などが準拠の対象とされ易い傾向がある。また、「(母親が)見たことがある(と言っていた)」という事実を「霊が存在する証拠」と考える思考法の背景には、少なくとも、「母親が体験した(と主張している)ことは、客観的な批判の対象であるよりはむしろ、それ自身、真実であることの証しである」と考えていることを示唆するものであり、母親を客体として見ることのできない、思考態度におけるある種の「マザー・コンプレックス」の一形態とも言える。こうした「延引された幼児性」は「自我(アイデンティティ)の未確立」の裏返しとも解釈できるかも知れない。

(2) 霊のたたり

「霊のたたりは存在しない」とする学生が76.9%（国際関係学部：83.5%，経済・経営学部：72.5%）であり、およそ学生4人のうち3人は「霊のたたりは存在しない」と考えている。逆に、「霊のたたりは存在する」と考えている学生が全体として23.1%（国際関係学部：16.5%，経済・経営学部：27.5%）の割合で存在し、4人に1人の割合でいることになる。しかも、この比率は経済・経営学部において極めて有意に高い比率を示している。興味深いことは、「たたりの存在」を肯定するこの割合は、「霊は実体として存在する」とする学生の比率（8.3%）を上回っていることである。このことは、「霊は実体としては存在しないが、たたることはある」と考えている学生がそれなりにいることを示しており、一見矛盾した考え方のように思われるが、そうした回答を寄せた学生の考え方を通覧してみると、「観念として存在する霊が、当該観念をもつ主体の思考に影響を与えることを通じて、主体の生きざまに不都合を来すことがある」、「観念としての霊に苛まれている人の場合、身に降りかかった災厄を“霊のたたり”と解釈することがあり得る」、などの回答が見られ、「実体として存在する霊が人間に取り憑いてたたる」と考えているいわば「真性の霊障派」とはいささか趣を異にする。

この場合にも、「霊がたたる」と答えた学生の中には、「たたられて身体の調子が悪かったことがある」とか、「重病の人間の病を肩代わりするように猫が死に、人間の方は治癒した実例がある」などの体験を持ち出し、それを「霊のたたり」の証拠と考えている学生がいる。なぜ、心身状態が悪かった時の状況を主体一環境系における健康阻害要因の存在に求めずに「霊のたたり」

といった観念的な解釈に陥るのか、なぜ「人間の闘病」と「猫の死」を因果律の証明を一切無視して関連づけ、「霊のたたり」の証拠と考えるのか、どのようにしてそのような思考態度が形成されるに至ったのか—これらは、さらに検討されるべき課題である。

(3) 霊感商法被害の原因

「多額の金品で除霊する詐欺行為のため」が72.4%でもっとも高く、次いで、「心の中に霊観念が住み着いているため」、「テレビの霊能番組などの影響があるため」が約60%、「霊障があると言われると気持ち悪いため」が50%弱なのに対して、「科学的な見方に習熟していないため」が約30%弱となっている。

「仏教が霊を説いているため」は6.3%で、国際関係学部（11.4%）に対して経済・経営学部（2.9%）の方が極めて有意に低い傾向が認められる。また、「実際に霊のたたりが存在するため」はわずかに約1%に過ぎない。

経済・経営、国際両学部とも「多額の金品で除霊する詐欺行為のため」が70%を越えていることは、設問（「霊感商法被害が何百億円にも達しています。なぜだと思いますか」）に添った回答であり、ある意味では当然であると言える。「霊観念の住み着き」、「霊能番組の影響」、「霊障託宣の不気味さ」、「科学的な見方への未習熟」などが多いことは両学部に通ずる特徴であるが、生き方における観念性および非主体性に関連する因子と言えるかもしれない。「仏教が霊を説いているため」とする比率が国際関係学部において有意に高い事実が、設問2における「霊のたたりは存在する」とする比率が有意に低い事実とどう関係しているか等の理由は、この調査だけでは明らかではない。

(4) 霊感商法被害をなくすには

国際関係学部、経済・経営学部とも、「霊感詐欺商法に重罰を課する」という「罰則主義」的な考え方が他の理由よりも抜きん出て多い。詐欺行為の被害を受けない主体の形成よりは、詐欺行為そのものの規制の方が緊急性・即効性が高いと判断しているものと推定される。時に「騙す方も悪いが、騙される方も悪い」という批評がなされるが、学生たちは、「騙す方の規制」がより本質的であると考えていると思われる。

一方、「霊感商法110番活動の活発化」という「被害者救済」を求める意見も3人に1人の割合に達しているが、経済・経営学部の学生の方がより「罰則重視型」であるのに対し、国際関係学部の学生の方が相対的に「罰則主義」が少なく、「救済主義」の比率が高い傾向が認められる。

さらに、「霊感商法被害の事例をTVで紹介する」、「教育でもっと霊について取り上げる」などは、詐欺被害を受ける側の主体形成にかかわる因子であるが、それぞれ、41.7%および34.2%の比較的高い割合を示している。ただし、「霊感商法被害の事例をTVで紹介する」ことに期待する比率は、経済・経営学部において極めて有意に高い傾向が見られるが、これは、「霊能番組の放映を自粛させる」割合が国際関係学部において極めて有意に高い事実とセットになっている。すなわち、経済・経営学部の学生の方が、テレビ媒体を社会教育における啓蒙の手段としてより積極的に活用する意識が強いことを示唆している。逆に言えば、国際関係学部の学生の方が、テレビ媒体の教育効果への期待が少なく、むしろ被害拡大の面でのテレビ番組の原因性を重く見ているとも推量される。

これに対して、「宗教界がきちんとした見解を発表する」は、両学部とも約4分の1前後で、

列挙された6つの理由の中では最も低い比率であった。この結果と設問3の結果（「仏教が霊を説いているため」とする比率が、わずかに6.3%であった事実）を重ね合わせてみると、調査対象の学生は、靈感商法被害と「霊」に関する仏教の教えとの間には直接的な重要な関係があるとは考えておらず、したがって、解決する上でも、仏教界に対する期待は相対的に低いことを意味している。しかし、このことは、靈感商法被害を実際に経験していない学生の見解であって、被害に遇った人々の意識実態とは別のものである。実際、「霊」に惑わされている人々の中には、仏教の教義との関連においてそのような意識に立ち至っている人も少なくなく、また、第1章第1節のケース・スタディに見るように、靈感商法を展開する側が積極的に仏教的な装いを利用している実情もある。

第3章 仏教と霊

第1節 仏教と霊

筆者は、仏教界がこの問題についてどのように考えているのかを明らかにする必要を感じて、1996年8月、仏教各宗派を対象とするアンケート調査を実施した。現時点では、なお回答の回収状況は限られているため、その意味で暫定的な分析にならざるを得ないが、得られた回答によっても、仏教会における霊魂観のスペクトルの広がりや十分確認することができるので、ここにその概要を紹介する。

「霊」をどう見るか。仏教と霊は、元来、不可分に結合していたものなのか？

いくつかの見解を紹介しよう。

「南御堂」の名で親しまれる大阪・御堂筋の真宗大谷派・難波別院が発行している新聞「南御堂」の1994年8月号の「塵光」欄の記事は、次のように述べている。

「お盆を迎え慰霊鎮魂の行事が盛んになる。しかも南無阿弥陀仏と念仏を称えながら行っている。悲しいことだと思う。南無阿弥陀仏は、妄念妄想から覚めて、真実に帰依して生きるものとなった名のりなのに▼儀式には必ずといってよいほど弔詞がある。そのほとんどが慰霊である。「存天の霊よ来たり受けよ」「草葉のかげより見守って下さい」「安らかにおねむり下さい。永遠のねむりについて下さい。そして私達を見守って下さい」と。学識もあり、社会的に地位もある方がどのような生命観を生きていられるのかと思わずにはいられない。すべては霊という意識によるものでありましょう▼亡き人を諸仏といただき、その人の人生を偲び、そこから教えをいただき、生命（いのち）の尊さを賜る。それが飢養である。だが、そのような内容の弔詞はほとんどない▼先般、十二年前の火災で死者三十二人を出したホテルニュージャパン跡地の競売入札が行われたが、入札は一件もなく、競売は成立しなかったという新聞報道があった。理由は高額だったことと、霊のたたりがあるということだという。このホテルの跡地は、現在若者の肝試しの場になっているというからおどろくほかはない▼戦火によって悲惨な死を受けた土地の上に住んでいる現実には気づかないだろうか。原爆にあった広島、長崎に住んでいる人々は、たたられていたのだろうか▼ある会社員の二男（一八歳）が原因不明の病気で意識が混濁する状態となり、「靈感能力がある」と称していた新宗教を名のる団体の教祖に視てもらったところ、「前世は二男が

殿様、父は家老、母は勘定方で、三人で計三千人くらい殺しているから除霊をしなければならない」と告げられ、約六千五百万円もだまし取られたとして、損害賠償を求める訴えが東京地裁に起こされているという。霊にふりまわされて泣いている人がどれだけいることであろうか▼霊は妄想の魔物でしかないことに、いつときもはやく覚めてほしいものである。(N)」

浄土真宗には現在10派があるが、総じて、「南御堂」と同様、「霊」に対しては明快な立場を表明している。このことは、宗祖・親鸞が『愚禿悲嘆述懐和讃』において、「悲しきかなや道俗の良時吉日選ばしめ 天神地祇を崇めつつ ト占祭祀勤めとす⁶⁾」、「五濁増のしるしには この世の道俗ことごとく 外儀は仏教の姿にて 内心外道を帰敬せり」と嘆き、人々が神頼みや古いに一喜一憂する様子を厳しく批判していた事実と無関係ではない。

しかし、真宗僧侶のこうした原則的な立場が、必ずしも門徒にそのまま浸透しているというわけではない。たとえば、筆者の知人である浄土真宗の僧侶・鈴木徹衆氏が門徒に「釈迦仏教における『靈魂不説』の立場を法話で講じたところ、一人の老婆が、「霊がない等という悲しいことを言わないで欲しい。苛められている嫁のもとに死後化けて出たいのだから」と訴えたという。また、別の僧侶からは、次のような逸話を聞いた。すなわち、日常生活で多少なりとも尋常でない体験をすると、すべてを「霊の祟り」のせいにするある老婆がいたが、ある時、寺の若い僧侶に「霊障」についていろいろと尋ねたところ、僧侶は「靈魂不説」の立場から対処した。老婆は、これが気に入らず、「だから若い坊さんはダメなんだ」と呟き、自らの霊信仰の世界に堅く閉じこもったという。浄土真宗門徒に限らず、一般に人間には、自分の尺度に合わないものは心理的に受け入れを拒否するような面があり、自分の考えを支持する情報には進んで耳を傾けるが、それを否定するような情報に接すると心理的な不快感を感じて、さまざまな理由をつけてその受け入れを拒否する傾向が見られる⁸⁾。したがって、仏教には「方便」＝「人を見て法を説く」という考え方がある。筆者も、浄土真宗の僧籍をもつ龍谷大学の大学院生から、宗祖・親鸞の教えと非合理に喘ぐ門徒のギャップをどう埋めるかについての相談を受けたことがあった。この若い僧侶の悩みは、宗祖の考え方に忠実であろうと考えて直截にその立場を講じれば門徒の心の琴線に触れることができず、一方、霊障に思い悩む門徒を基本的に救済するにはそうした心模様を放置できないというディレンマをどう埋めるかというものであった。

仏教の「靈魂不説」の立場は、本来、浄土真宗に固有の立場ではない。たとえば、田辺元編『新・佛教辞典』（誠信書房）には、次のような解説がなされている。

「肉体から区別された精神的統一体で、夢の中で遠方にでかけたり、死人が訪れてきたりする経験などから、原始人に、すでに素朴な靈魂の観念があった。しかし、そこではまだ物質的な性格を帯びている。それが哲学的思考を経て次第に非物質化され純粋化されていく。肉体は滅びても、靈魂は永遠に存在するとの考えが、即ち靈魂不滅論である。

仏教は、本来、靈肉二元観・靈魂不滅論をとらないといえる。というのは、釈尊は靈魂と肉体の同異について解答しなかった（無記）ので、これは靈魂と肉体という二元的考え方を否定したものである。仏教では、実践的主体ということから、心を重視するが、存在論としてはあくまでも心物相関にたち、一方を不滅の実態、他方を滅の仮象などとみない。心物ともに空（くう）・無自性（むじしょう）を基本とするのである。しかし、輪廻転生（りんねてんしょう）説がとりい

れられ、輪廻する主体が問題となり、その結果、輪廻主体が一種の靈魂のごとき色彩を呈するにいたり、また、祖先崇拝にむすびつき、祖先の靈にたいするまつりを、仏教で行うようになった」。

このように、釈迦仏教は靈魂の存在を明示的に説いているわけではないし、ましてや、「靈のたたり」などについて説いているわけでもない。しかし、今日、13宗140派を越える日本の仏教各宗派がどのような靈魂観を基礎に宗教活動を営んでいるかは別次元の問題であり、本稿が取り上げている問題にとってはむしろそのことこそが重要である。

以下に、筆者が実施したアンケート調査結果の概要を紹介する。

第2節 仏教各宗派に対するアンケート調査結果

〔1〕 アンケート調査の内容

設問は、以下の5問である。

- ◇設問1 貴宗派では「靈」についてどのように説いておられますか。
- ◇設問2 「靈」の存在についてのご見解をお尋ねします。次の中から適切と思われるものを○でお示し下さい。
 - 1 「靈」は実体をもった存在である。
 - 2 「靈」は人々の観念としては存在するが、実体を伴った存在ではない。
 - 3 「靈」は存在しない。
 - 4 「靈」について特定の見解を定めていない。
 - 5 その他（ご自由にお書き下さい）
- ◇設問3 「靈障」とか、「たたり」と言われる問題についてのご見解をお教え下さい。
- ◇設問4 「水子の不成仏靈」とか、「前世からの靈障」とかを持ち出し、「除靈」と称して法外な報酬を要求する「靈感商法」が何百億円という被害を出し、日本弁護士連合会の中に「靈感商法対策特別委員会」が設置されるような実情ですが、こうした社会現象について貴宗派としてどのようにお考えでしょうか。
- ◇設問5 「靈」についての仏教関係者の次のような見解について、どのようにお考えでしょうか。
 - (A) 呉智英監修『オカルト徹底批判』（朝日新聞社）所収の遠藤誠（弁護士・仏教者）の談話＝「人間は死ぬとどうなるのか。靈というものは、はたして存在するのか。仏教者である多くの立場から言えば、もちろん靈は存在する。しかし、いま社会問題となっている靈感商法のような靈の祟りは、断じてない」。
 - (B) 鈴木大拙著『文化と宗教』（清水書店）所収のエッセイ「靈魂の有無」＝それで昔からの聖者や哲人だちの此問（靈魂の有無—引用者注）に対する答えを調べて見ると、種種雑多で、今に明快な解決が与えられて居ないと云ってよい。但宗教一般の建前から云うと、死後に靈魂あり、と云うことになって居ると云ってよい。（中略）仏教でも地獄極楽があり、実際の上から話すと、『靈魂あり』にしておく方が、何かにつけ便利が多い。（中略）とに角『有り』の方が話がわかり易く、因果法の応用にも支障を来さなくなる。浄土宗の宗旨では靈魂がなくなると、全く立って行かなくなる。極楽が空洞無人と云うことになると、娑婆の行き

どころがなくなる。娑婆は実に極楽なくしては成立せぬからである。禅宗では『有り』とも『無い』とも云わぬ。甚だ曖昧になって居るとも見られる」。

(C) 岡田孝道著『観音信仰入門』＝「人間が死というものによって突然永遠の無に帰するとは私にはとうてい考えられません。たとえ人として肉体は亡びても、靈魂は永く相続されるという仏教の説く輪廻の法を私は信じます」。

(D) 秋月龍珉著『誤解だらけの仏教』（柏樹社）＝「釈尊は『悟り』の立場からはっきり宣言された、『わが心の解脱は不動である。これが最後の生存である。もはや再生はあり得ない』と。『私は輪廻を解脱した。後有を受けない（もう何にも何処にも生まれ変わらない）』というのである。

これが仏教の本来の考え方である。そもそも仏教は、正統インド思想の『アートマン』（自我・靈魂）説を根底から否定した『アン・アートマン』（無我・無靈魂）論に立つ。（中略）この『無靈魂』の立場こそが、仏教思想と正統インド思想とを分かちつた仏教の一大事である。

(E) 田辺元編『新・佛教辞典』（誠信書房）＝「仏教は、本来、靈肉二元論・靈魂不滅論をとらないといえる。というのは、釈尊は靈魂と肉体の同異について解答しなかった（無記）ので、これは、靈魂と肉体という二元的な考え方を否定したものである。（中略）しかし、輪廻転生説がとりいれられ、輪廻する主体が問題となり、その結果、輪廻主体が一種の靈魂のごとき色彩を呈するにいたり、また祖先崇拝にむすびつき、祖先の靈にたいするまつりを、仏教でとり行うようになった」。

〔2〕 回答に見る各宗派の靈魂観

論文執筆時点で、回答が、比叡山延暦寺（天台宗）、総本山誓願寺（浄土宗西山派）、本山佛光寺（浄土真宗）、聖護院（山岳崇拝を背景とする神仏習合思想）、建仁寺（臨済宗建仁寺派）、妙心寺（臨済宗妙心寺派）から寄せられている。

設問1、2については、「靈はいかなる意味においても存在しない」とする本山佛光寺（浄土真宗、日野英宣氏）から、「靈は実体をもった存在である」とする比叡山延暦寺（天台宗、今出川行雲副執行）まで、靈に関する見方には大きな振幅が見られたのである。

日野氏は「人知で計り知ることのできない力を持つものとしての靈や、死者の魂を意味するものとしての靈の存在は、一切認めていません」と答えたが、山岳崇拝から発した神仏習合思想をもつ聖護院（宮城泰年氏）は「先祖の魂は浄化された靈となって山にとどまる」という意識を持ち、この意味での「靈」＝「神」＝「ほとけ」と解している。また、浄土宗西山派の総本山誓願寺は「本派は、阿弥陀仏の願力に託して救済にあずかる宗旨ゆえ、靈だけについて説くことはない」とし、「靈について特定の見解を定めていない」と答えている。さらに、臨済宗建仁寺派の建仁寺（川本博明氏）は「個人としての禅僧が見解を示すことで、統一的解釈はなされていない」とし、同じ臨済宗でも妙心寺派の教化センター教学研究室は、「人間の自覚を説く宗旨として実体的・固定的な靈は認めていない」とした上で、「自覚の根拠を人間性の根本において靈性と呼ぶ立場がある」と答えた。

結果として、比叡山延暦寺＝靈は実体をもった存在、聖護院＝人々の観念としての存在、本山佛光寺＝靈は存在しない、総本山誓願寺・建仁寺＝特定の見解を定めていない、など多種多様な見解が示された。

設問3, 4の「靈障」や「たたり」については、「被害者意識が生み出す妄念妄想」（仏光寺）、「否定はしないが、仏に己を任せ、仏の道にかなう生き方に改めることによって苦しまない生き方ができる」（延暦寺）、「靈は崇ったり、取り憑いたりするものではなく、人の心の隙間に入り込むもの」（聖護院）、「靈障、たたりは論外」（誓願寺）、「一切ないと考える」（建仁寺）、「迷妄や意識の混乱に起因するものは、それを当人に説明する必要がある」（妙心寺）などと答えている。そして、いわゆる「靈感商法」については、「真の信仰の道を勧める」（延暦寺）、「一部の宗教家に、人々の迷いに乗じて不安を増大させるマッチポンプの行動があることを恥じる」（聖護院）、「金儲け商法の既成教団もなしとしない。自省し、真の念仏求道・衆生教化の努力が必要」（誓願寺）、「社会的責任の一端を感じる」（建仁寺）、「言語道断であり、取り締まるべきだ」（仏光寺）、「誠に遺憾」（妙心寺）などの意見が寄せられた。

設問5 (A)~(E)については、次のような見解であった。

(A) 遠藤誠氏の談話

- ① 比叡山＝「靈の祟り」は表現が悪い。因あって果が現れているのであって、前向きの信仰が大切。
- ② 聖護院＝本宗の一般的なとらえ方である。
- ③ 誓願寺＝本宗派の宗旨に該当せず。
- ④ 佛光寺＝遠藤氏の言う「靈」とは何かの説明なしには、答えようがない。
- ⑤ 建仁寺＝「靈」が「観念・思い」としてなら賛同。
- ⑥ 妙心寺＝遠藤氏が言う「靈」は説明が必要だが、「靈感商法のというような靈の祟りは断じてない」は正当。

(B) 鈴木大拙の見解

- ① 比叡山＝釈尊の説法には靈魂はとくに取り上げない。己の生き方、心の持ち方が大切と説く。禪でいう『『あり』とも『ない』とも』の意味は、曖昧なのではなく、とられる必要がないの意味と思う。
- ② 聖護院＝面白く、またもつともである。
- ③ 誓願寺＝本宗派の宗旨に該当せず。
- ④ 佛光寺＝浄土真宗で言う「浄土」は環境として存在するのではなく、心に感じ取られる世界としてある。死後の世界については証明してみようがないというのが基本。死んで浄土に生まれるとは、死の恐怖を克服し、現世の道徳的秩序を維持するための方便として浄土を死後の世界に実体化したもので、それ自体が観念の浄土。親鸞聖人が無量光明土と味わわれた浄土とは趣を異にする。
- ⑤ 建仁寺＝日本人の宗教観を表している。教団という人為的組織の宗派は、時に、曖昧さを肯定する考えがある。宗教家自身がその矛盾やギャップを埋める努力をしないと、靈感商法の付け入る隙はなくなる。
- ⑥ 妙心寺＝大拙一流の表現だが、曖昧だ。どのレベルでの「あり」「なし」なのか、説明が必要。

(C) 岡田孝道氏の見解

- ① 比叡山＝肯定する。

- ② 聖護院=こうした一般論があるから、盆の行事も一般化しているのだろう。
- ③ 誓願寺=本宗派の宗旨に該当せず。
- ④ 佛光寺=輪廻の法は「死んでも命があるように」という我執が生み出した妄念であり、仏教の説くところではない。
- ⑤ 建仁寺=方便として説かれたものなら、この説も否定しない。人智の及ばない所を表現するために「神」を置き敬う。「神仏は敬えども頼らず」の生き方ができれば、その辺りが人間の生き方の限界ではないかと考える。
- ⑥ 妙心寺=信仰としては良い。
- (D) 秋月龍珉氏の見解
- ① 比叡山=大悟が繰り返された果てに「後有を受けない」はあろう。仏教の究極は、すべての人がそうなることであろう。
- ② 聖護院=仏教の基本論だが、そこにインドで仏教が発展しなかった原因が内在している。日本でも、学説としては理解できても、一般には難解。
- ③ 誓願寺=本宗派の宗旨に該当せず。
- ④ 佛光寺=浄土真宗はこの考えに立つ。
- ⑤ 建仁寺=説としてはその通り。
- ⑥ 妙心寺=「自我・靈魂」説の否定は「わが心の解脱」の否定まで徹底するのかどうか。人々の「輪廻」思想に基づいて教導する立場は經典にもある。
- (E) 『新・佛教辞典』の解説
- ① 比叡山=頷ける。
- ② 聖護院=これが一般的と思うが、「六道」を超えた「四聖」の境地を理想とする宗派ではどうだろうか。
- ③ 誓願寺=本宗派の宗旨に該当せず。
- ④ 佛光寺=浄土真宗は先祖崇拜の仏事はやらない。葬儀や年回法要は故人のためではなく、生きている者が教えに遇うための勝縁として勤めるもの。
- ⑤ 建仁寺=説としてはその通り。
- ⑥ 妙心寺=一応、原則的に認められる。

第3節 結 語

仏教寺院に対するアンケート調査は、8月の盆の時期と重なったため、現在までの回収率が低かったため、未回答の寺院からは今後あらためて回答を得たいと考えている。日本には多種多様な宗派が犇めきあっているが、現在までに得られた回答の限りでも、「靈」に関する見解は一通りではなく、宗派によってかなり大きな差異が認められる。回答した寺院関係者からは、他の宗派がどのような靈魂観をもっているのかについての情報の取得を望む声が寄せられており、この調査が仏教関係者の靈魂観や信徒の靈意識について考察する契機となることを、筆者は期待している。

今回の調査の範囲では、仏教寺院の「靈魂観」が一般信徒の「靈意識」にどのように影響し、靈感商法被害と関わっているのかについては、十分に論及できない。その問題を解明するために

は、実際に靈感商法被害を受けた人々に対する意識調査が不可欠であり、本論文の延長線上で調査・研究の機会を作りたいと考えている。

最後に、アンケート調査に協力された立命館大学国際関係学部および経済・経営学部の「自然科学概論」受講生、および、仏教各宗派の関係各位に謝意を表す。

（注）

- 1) 気功には内気功と外気功があるが、外気功においては、気功師が発する「気」が外的対象に作用して変化を生じさせるとされる。群馬大学医学部の丸山悠司教授および田所作太郎名誉教授らは、中国の外気功師の参加を得て実験を試み、外気功によって誘発される無痛覚状態は一種の催眠現象であって、経験を積んだ外気功師に限らず、その所作を模擬すれば同様の状態を誘発できることを示唆した。
- 2) 講演は1992年5月29日、大阪・梅田駅前第3ビルにおいて行われた。研究会の趣意書には、「各種先端科学・技術の現状と未来展望、それを背景とする未来社会の展望、国際社会における日本の立場・姿勢、日本人の創造性、『やる気』高揚、勘・超能力などの諸問題について、研究会・討論会・懇談会などを開催して会員相互の研鑽に務める」とある。また、同じく趣意書には、「松下幸之助・松下電器相談役から受けた経営哲学と、私城阪（研究会会長の城阪俊吉氏〈金沢工業大学経営科学研究所所長〉一引用者注）なりに展開してきた科学・技術史観に基づく未来展望、この両者の融合を（中略）高度に実現することによって、これから先の日本を担わんとする積極的な若き経営者へのアドバイスを行う」とあり、顧問には井深大（ソニー株式会社名誉会長）、梅沢邦臣（元科学技術庁事務次官）、齊藤進六（元東京工業大学学長）、山村雄一（元大阪大学学長）、理事には稲盛和夫（京セラ株式会社会長）、黒田壽二（金沢工業大学理事長）、郡司明郎（株式会社アスキー会長）らが名を連ねている。
- 3) この実験は1994年5月28日、栃木県那須高原の大槻義彦氏（早稲田大学理工学部教授、ジャパン・スケプティクス創設メンバー）別荘前の畑、および、1994年9月3日、宮城県宮城郡松島町内の人工海浜（浪打浜）で、いずれも「L棒探査法研究会（会長：土井鐵徳〈建設省東北地方建設局〉）のメンバーが、埋設された金属パイプ、金属棒、コンクリートブロック、塩化ビニール管等をL棒を用いるダウジングによって探査する実験に、大槻義彦氏のほか、近藤啓介氏（立命館大学大学院理工学研究科博士課程、ジャパン・スケプティクス運営委員）および大古殿秀穂氏（東京都立航空工業高等専門学校、ジャパン・スケプティクス会員）が立ち会って行われた。いずれも、L棒による地下埋設物の検出能力を立証するものではなかった。
- 4) このテーマに関する著書としては、『「超能力」を科学する』（かがわ出版）、『占いてなんだろう』（岩崎書店）、『超能力ふしぎ大研究』（労働旬報社）、『超常現象の科学』（ごま書房）、『科学と非科学の間』（かがわ出版）、『検証・サイババの奇跡』（監訳、かがわ出版）、『理科離れの真相』（共著、朝日新聞社）、『人はなぜ騙されるのか』（朝日新聞社）、『Don't be Fooled』（研数出版）などがある。このほか、『上方芸能』（編集長：木津川計・立命館大学産業社会学部教授）にシリーズ「靈感を科学する」の連載を続けている。また、かがわ出版からは筆者監修の『講座・超常現象を科学する』シリーズが刊行され、1996年末現在、1～6巻が既刊となっている。
- 5) この種の著作がそれなりの必要性をもっていることは、たとえば、『「超能力」を科学する』が約3万8千部（11刷）、『人はなぜ騙されるのか』が約2万3千部（9刷）普及されていることにも表れている。一方、こうした科学啓蒙書について、ジャパン・スケプティクスの機関誌“Journal of JAPAN SKEPTICS” Vol. 2(1993)誌上で久保田裕氏（ジャパン・スケプティクス運営委員、当時）が批判的に論評している一方、同じ誌上で、中島定彦氏（日本学術振興会特別研究員、ジャパン・スケプティクス会員）らは筆者の教育方法を肯定的に評価している。中島氏は、Japan Skepticsの助成研究「日本版・超自然現象信奉尺度の作成」に取り組み、「超常現象志向」に4つの因子（迷信因子、霊因子、超能力因子、超生命・超文明因子）が関係し、それぞれ信奉者集団を異にすること、それ故、単に

「批判的思考力」や「客観的態度」の育成といった一般的な方法だけではこうした非合理主義志向を克服することはできず、個々のカテゴリーに対応したきめの細かい教育が必要であること等を提起し、上瀬由美子・松井豊氏らが血液型性格判断に対する信念を改善させるために試みている講義実践と、筆者が超能力・霊・占いなどについて、個々の事例を紹介しながら実演をまじえて行なっている講義などを「教育効果を上げるもの」として評価した。

なお、筆者の主たる問題意識は、現代史の担い手たる同時代の日本人たちが、あまりにも安易にオカルト志向に陥っている姿を目の当たりにして、人々が幻視に惑わされず、神秘主義の呪縛から解き放たれて自由な合理的精神を回復し、歴史の舞台で主体的に行動し得る状況を創るのに貢献することにあり、したがって、筆者の心中では、専門である「平和学」と全く矛盾していないことを付言しておく。

- 6) 「道俗」は、仏道に出た僧侶や俗界の人々のこと。
- 7) 鈴木氏は原水爆禁止運動に関与し、筆者は、原水爆禁止世界大会においてしばしば共同する立場にあった。
- 8) この点については態度の変容に関する社会心理学者レオン・フェスティンガーの「認知的不協和理論」が興味深い。フェスティンガーによると、人は自分自身や外界に関するさまざまな認知をもっているが、すでにもっている認知と不協和関係にある認知に遭遇した場合には、心理的不協和を軽減ないし解消するために次のいずれかの行動をとるといふ。
 - a. 旧来の認知を捨てることによって、不協和を解消する。
 - b. 新たな認知を無視ないし軽視することによって不協和を和らげ、旧来の認知を持ち続ける。
 - c. 無関連の認知を持ち出して、不協和を軽減する。

たとえば、「自分は喫煙者である」という自らの喫煙習慣に関する認知をもっていた人が、「喫煙は肺ガンの原因である」という認知に接した場合、a. 新たな認知を受け入れて、喫煙をやめる、b. 「喫煙＝肺ガン原因説」は一部の学者の主張に過ぎないと考えて喫煙習慣を続ける、c. 喫煙は肺ガンの原因かもしれないが、交通事故で死ぬよりはましと考えて心理的不協和を鎮撫する、の3つの行動選択があり得るといふのである。本文で引用した逸話についても、認知的不協和の観点から解釈できると思われる。